

# 老人デイサービスセンター

## 「ケアセンター太陽の家」(通所介護) 運営規程

### (事業の目的)

第1条 社会福祉法人みはら福祉会が開設する老人デイサービスセンター「ケアセンター太陽の家」(以下「事業所」という)が行う指定通所介護の事業(以下「事業」という)の適切な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員または看護職員、介護職員等の従事者(以下「通所介護従業者」という)が、社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図るため、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定通所介護を提供することを目的とする。

### (運営の方針)

第2条 事業所の通所介護従業者は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護等日常生活上必要な世話及び機能訓練を行う。

2 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

### (事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- 1 名称 老人デイサービスセンター「ケアセンター太陽の家」
- 2 所在地 兵庫県南あわじ市八木養宜上1018番地

### (職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- |                           |      |
|---------------------------|------|
| 1 管理者                     | 1名   |
| 事業所と従事者の管理及び業務の管理を一元的に行う。 |      |
| 2 生活相談員                   | 1名以上 |
| 3 看護職員                    | 1名以上 |
| 4 介護職員                    | 7名以上 |
| 5 機能訓練指導員                 | 1名   |

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日 月曜日から土曜日までとする。(祝日は通常通り)
- 2 営業時間 8時45分から16時30分までとする。
- 3 12/31～1/3 までは休業日とする。
- 4 必要がある場合は、これを変更し、または随時に休業日を定めることができる。

(指定通所介護の利用人員)

第6条 事業所の利用定員は、1日45人とする。(通所介護・第一号通所事業介護予防通所介護相当を併せ)

(指定通所介護の内容及び料金その他の費用の金額)

第7条 指定通所介護の内容は次のとおりとし、指定通所介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定通所介護が法定代理受領サービスであるときは、その1割、2割、3割の額とする。(厚生労働大臣が定める基準(=介護報酬告示)は、事業所見やすい場所に提示する。)

- (1) 入浴サービス
  - (2) 給食サービス
  - (3) 生活指導(相談・援助等) レクリエーション
  - (4) 個別機能訓練
  - (5) 健康チェック
  - (6) 送迎
- 2 指定通所事業者は、前項の支払いを受ける額その他、次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受けるものとする。
- (1) 利用者の選択により通常の事業の実施地域以外に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用
  - (2) 指定通所介護に通常要する時間を超える指定通所介護であって、利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の指定通所介護に係る居宅介護サービス基準額又はサービス費用基準額を超える費用
  - (3) 食事代
  - (4) おむつ代
  - (5) 前号に掲げているものの他、通所介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用。
- 3 前号の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対し事前に説明をした上で、支払いに同意を得ることとする。

(通常の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は南あわじ市、洲本市の区域とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第9条 利用者は指定通所介護の提供を受ける際に、次の事項について留意するものとする。

1 入浴サービスを利用する際の留意事項

- (1) 健康チェックを行った結果、体調不良と感じたときには入浴を控える。
- (2) 入浴する順序はセンター側が決める。

2 機能訓練サービスを利用する際の留意事項

- (1) 利用日の身体状態により、機能訓練が行えない場合がある。
- (2) 日常生活動作の自立を目的とした機能訓練である。

3 送迎サービスを利用する際の留意点

- (1) 施設到着時間は、交通状況、天候などにより多少前後することがある。

(緊急時における対処方法)

- 第10条
- 1 通所介護員等は、通所介護の実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急状態が生じたときは、すみやかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に通告しなければならない。
  - 2 利用者に対する指定通所介護の提供により賠償すべき事項が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第11条 非常災害対策に備えて、消防計画、風水害、地震等に対処する計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

(苦情処理)

第12条 提供した通所介護に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、相談窓口等を設置し、苦情の内容を配慮して必要な処置を講ずるものとする。

(虐待防止に関する事項)

- 第13条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じます。
- 2 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話措置等の活用可能）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。
  - 3 虐待の防止のための指針を整備します。
  - 4 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施します。
  - 5 上記設置を適切に実施するための担当者を置きます。

(その他運営についての留意事項)

- 第14条 通所介護事業所は、従業員の質的向上を図るための研修の機会を設け、また、業務体制を整備する。
- 2 従業員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
  - 3 従業員であった者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する義務があるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を守るべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。
  - 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人みはら福祉会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(附則)

この規程は、平成14年6月15日から実施する。

平成15年4月 1日から実施する。(利用料金改正)

平成16年6月 1日から実施する。

平成17年1月11日から実施する。(所在地変更)

平成17年10月 1日から実施する。(営業日変更)

平成18年4月 1日から実施する。(利用料金改正)

平成18年5月27日から実施する。(所在地変更)

平成20年4月 1日から実施する。(営業時間変更)

平成22年7月 1日から実施する。(利用定員変更)

平成24年4月 1日から実施する。

平成26年6月 1日から実施する。(利用定員変更)

平成27年4月 1日から実施する。

平成27年8月 1日から実施する。(利用料金改正)

平成27年4月 1日から実施する。

平成29年6月 1日から実施する。(利用定員変更)

平成30年4月 1日から実施する。(利用定員変更・営業時間変更)

平成30年9月 1日から実施する。(利用定員変更・人員変更)

令和 3年4月 1日から実施する。

令和 6年10月 1日から実施する。(人員変更)